

# 平成29年度小松島市事務事業評価シート

■事業の位置づけ（基本事項）				整理番号	4	-	5	-	3
事務事業名	空き家等対策事業				担当課係	住宅課 住宅行政係			
総合計画上の位置付け	政策	① 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり			記入担当者				
	基本目標	2. 快適な暮らしづくり			内線等				
	施策	2-1 快適な生活・都市基盤の整備			E-mail				
	基本方針	2-1-3 住宅・住環境の整備							
事業の実施主体	市（委託・補助事業含む）				事業区分				
事業予算費目	款	8	土木費	項	8	住宅費			
	目	1	住宅管理費	事業	7	空き家対策事業			
開始年度	平成26	年度	根拠法令・要綱等		空き家等対策の推進に関する特別措置法、社会資本整備総合交付金交付要綱、徳島県空き家再生等推進事業補助金交付要綱				

■事務事業の概要（実施内容）	
事業の対象	（誰の、何のために事業を実施するのか） 適正に管理されていない空き家が、地震時等に倒壊等により道路を閉塞するおそれのある老朽化して危険な空き家で、空き家判定士による空き家判定の結果、一定程度以上の基準を満たすもの。
事業の目的 （意図）	（事業実施によってどういう状態にしたいのか） 災害等により、危険な空き家が倒壊し前面道路を閉塞した場合、避難経路及び救助活動に支障をきたさないように除却の促進を図る。
事業の内容 （内容・手法等）	（どういった仕事の内容で、どのような手法・手順で実施しているか） 小松島市空き家等対策計画の策定に対し協議会を立ち上げ計画を策定する。 空き家の所有者等に適正な管理を促す通知文を送付する。 管理が十分ではない空き家に関して除却等の相談をし改善を図る。
事業の背景 （経緯等）	（事業開始の背景やこれまでの経緯） 全国的な空き家の増加の問題を受け「小松島市空き家等対策計画」を策定した。所有者等には、空き家の適正な管理を促し、利活用についても推進する。また、行政としては様々な啓発活動や、情報提供や支援制度の拡充について検討をしている。

## ■事務事業の業績・推移（目標・実績）

成果指標	指標名		指標の説明				指標化できない成果
	老朽危険空き家除却件数		老朽危険空き家の除却を行った件数				
件	単位	H28	H29	H30	H31	目標年度 目標値	
	目標	5	5	5	5		
	実績	1	3				
	達成度	20.0%	60.0%				

  

活動実績・参考となる指標	指標名	単位	H28	H29	H30	H31	指標の説明
	老朽危険空き家相談件数	計画	件	20	15	18	20
実績				28	18		
計画							
		実績					
計画							
		実績					

## ■事務事業に係るコストの業績（目標・実績）

（単位：円）

全体コスト（円）	関連事業費	28年度決算		29年度決算		29年度予算		30年度予算	
		A	直接事業費	5,061,180	7,403,100	12,287,000	4,281,000		
財源内訳	A	国県支出金	4,080,000	1,800,000					
		地方債							
		利用者負担							
		一般財源	981,180	5,603,100					
B	B	人件費 ①×②	1,187,150	2,233,115					
		職員平均人件費①	5,935,749	7,443,717					
		従事した割合②/人	0.20	0.30					
A + B		6,248,330	9,636,215						
単位コスト	活動指標の説明		除却した件数（1）+相談件数（28）	除却した件数（3）+相談件数（18）			備考		
	活動指標1 単位当たりコスト		215,460	458,867			平成28年4月1日現在 人口39,358人		
	市民一人あたりのコスト		159	248			平成29年4月1日現在 人口38,817人		

■事業を取り巻く環境

国・県・他団体の動向や環境変化と今後の予測	(社会状況、法改正、規制緩和、周辺の状況等や今後の予測) 全国的に空き家が問題になっており、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、空き家の管理に対する意識が変わってきている。
事業に対する住民の意見	(意識調査・議会質疑等、事業に対する期待・要望・苦情など) 空き家の除却に関し、補助件数より問い合わせ件数が多いため補助が受けられない事例が多い。

■項目別評価・今後の課題

評価項目	評価結果 (該当にチェック)	判断理由・評価コメント (具体的に記入すること)
必要性 (市民ニーズ)	<input type="radio"/> ① 必要性が高い	空き家の件数が年々増加するに伴い、相談件数も増加している。
	<input type="radio"/> ② どちらかといえば必要性がある	
	<input type="radio"/> ③ 必要性が低い	
	<input type="radio"/> ④ 必要性がない	
妥当性 (市で行わなければならないか)	<input type="radio"/> ① 市が行わないといけない	本来は所有者に管理責任があるが、周辺住民に被害が及ぶ可能性もあり、災害時の対策として、避難経路の確保及び救助活動に支障が生じないよう市が実施主体として位置づけられる。
	<input type="radio"/> ② どちらかといえば市で実施	
	<input type="radio"/> ③ 必然性が低い	
	<input type="radio"/> ④ 必然性がない	
効率性 (事業の手法は効率よいが、コスト削減の余地はないか)	<input type="radio"/> ① 効率的である	特措法の施行に伴い、適正な管理を初期の段階から促すことで、老朽危険空き家状態になる前に、適正な空き家管理及び利活用につなげていく。
	<input type="radio"/> ② どちらかといえば効率的	
	<input type="radio"/> ③ どちらかといえば非効率的	
	<input type="radio"/> ④ 非効率的	
緊急性 (他事業に優先し、実施する必要があるか)	<input type="radio"/> ① 緊急性が高い	空き家が適正に管理できていない状態により地域の防災・防犯上の危険及び景観・生活環境に対しても悪化が懸念され多岐にわたる問題が生じている。
	<input type="radio"/> ② 比較的緊急性がある	
	<input type="radio"/> ③ 緊急性が低い	
	<input type="radio"/> ④ 緊急性はない	
成果 (目的の達成状況)	<input type="radio"/> ① 成果が上がっている	空き家所有者に適正な管理を促す通知文を通知しても、返答がないケースが多く、なかなか成果につながっていない。
	<input type="radio"/> ② どちらかといえば上がっている	
	<input type="radio"/> ③ どちらかといえば上がっていない	
	<input type="radio"/> ④ 成果は上がっていない	
今後の課題	空き家の所有者の調査をおこなっても、所有者の所在が把握できない場合の、緊急性及び切迫性の状況を判断していかなければならない。	

■一次評価 (評価点は目安とし、総合的な評価をすること)

評価	事務事業の方向性	1 拡 充 す る	80 点 以上	評価点による判定	判定に至った理由
		2 現状のまま継続する	60 ~ 79 点		
2	3 改善・効率化し継続	40 ~ 59 点	評価点	73	本市においても「小松島市空家等対策計画」を策定し空き家の増加に対して、近隣住民からの相談や所有者からの除却の相談また利活用などに対応している。継続的に空き家問題には取り組む必要がある。
	4 終期設定し終了	20 ~ 39 点	2		
	5 完了・休止・廃止	19 点 以下			

■改善・効率化の方向性 ※一次評価の判定が3の時は、必ず記入すること。

【具体的な改善等取組内容 (方向性・対象・手段等について記述)】
----------------------------------

■二次評価 (所管担当の一次評価を、総合評価し判定すること)

評価	事務事業の方向性	1 拡 充 す る	判定説明
		2 現状のまま継続する	
2	3 改善・効率化し継続	40 ~ 59 点	適切な管理が行われていない空き家等については、法律等に基づき、必要な助言、指導、勧告、命令等を行い所有者等の適切な管理を促す必要がある。また、地域の活性化といった観点から、国の財政上の支援措置等を活用して、空家等を地域資源として有効活用するなど地域の実情に応じて空き家等に関する施策を全庁的に実施していく必要がある。
	4 終期設定し終了	20 ~ 39 点	
	5 完了・休止・廃止	19 点 以下	